

償却資産（固定資産税）申告の手引

人 吉 市

償却資産の申告期限は令和7年1月31日（金）です

- ◆ 1月1日現在で償却資産（詳細は2ページ参照）を所有している方は、申告義務があります
- ◆ 提出先は、市税務課（1階3番窓口）です

★★★ お知らせ ★★★

- ◆ 令和2年7月豪雨により、被災した償却資産については、被災した償却資産に代わる償却資産（代替償却資産）を取得又は改良された場合、取得してから4年度分が特例の対象となる場合があります。
 - ★ 特例を受けるためには、令和7年1月31日（金）までに申告が必要です
 - ★ 詳細は市ウェブサイトをご確認ください

★★★ 申告のお願い ★★★

- ◆ 前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、「償却資産申告書」と「種類別明細書」を必ず提出してください。
- ◆ 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ◆ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。

【 目 次 】

I 償却資産とは	・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 4ページ
II 償却資産の申告について	・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ～ 10ページ
III 申告書類の作成方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	11ページ
IV 償却資産の評価額の計算方法	・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ～ 13ページ

I. 償 却 資 産 と は

償却資産とは、土地及び家屋以外の会社や個人で商店や工場、不動産などを経営しておられる方がその事業のために用いることができる機械・器具・備品等で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価格が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されないものは所有するものを含む）をいいます。

なお、「事業のために用いることができる」とは、所有者自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合や福利厚生のに供する場合も含まれます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 償却資産の種類とその具体例

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと次のとおりです

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示	
1	構 築 物	構 築 物	屋上看板等の広告設備、駐車場の舗装、緑化施設、門、塀、外構工事、ビニールハウス など
		建 物 附 属 設 備	1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置 など 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した、内装、造作、建築設備 など
2	機 械 及 び 装 置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、太陽光発電設備、駐車場機械装置、農業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」の車両） など	
3	船	船	ボート、漁船、遊覧船 など
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など	
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高速度が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。	
6	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机・イス、応接セット、ロッカー、金庫、テレビ、PC、プリンタ、エアコン、陳列ケース、カラオケ機器、厨房機器・用品、冷凍・冷蔵庫、自動販売機、遊戯器具、理容・美容器具、医療用機器、手術台、歯科診療用ユニット、観賞・興行用の生物 など	

2 申告が必要な資産とは

1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産（リース資産P5参照）
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は5の適用により即時償却した資産

- (2) 耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産

（ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります）

	取得価格	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと次のとおりです。()内の数字は、各資産の耐用年数です。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	事務机(15)、事務イス(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、PC(4)、サーバー(5)、LAN設備(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲 食 業	食卓(5)、イス(5)、食器棚(5)、テナント内部造作(10~15)、厨房用品(5)、カラオケ機器(5)、冷凍・冷蔵庫(6) など
理 容 業 美 容 業	理・美容イス(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸し器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6) など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15) など
小 売 業 食 肉 鮮 魚 販 売 業	冷凍機(9)、冷蔵庫(6)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5) 冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、自動販売機(5) など
加 工 ・ 修 理 業	旋盤(10)、ボール盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15) など
医 療 業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、ベッド(8) など
不 動 産 貸 付 業 (アパート経営等)	金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、給排水設備(15) など
農 業	ビニールハウス(14)、果樹棚(14)、農機具(7) など

太陽光発電設備の申告について

家屋の屋根や土地に設置した太陽光設備については、次のとおり申告が必要です

所 有 区 分	10.0kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電のみ)	10.0kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電問わず)
個 人 (住 宅 用)	住宅用設備となり、申告対象外	申告対象
個人(事業用)又は法人	申告対象 (売電収入の有無にかかわらず)	申告対象 (売電収入の有無にかかわらず)

※太陽光パネルのほか、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、監視カメラ、外構フェンス等も申告が必要となります。

Ⅱ. 償却資産の申告について

1 申告していただく方

商店や工場を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産（詳しくはP2～P4参照）を所有している方です。地方税法第383条の規定により毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

ア 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

イ 償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価格が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

(1) 必ず提出していただくもの

①「償却資産申告書」 ②「種類別明細書」

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも「種類別明細書」を必ず提出してください。

(2) 該当する資産がある場合に提出していただくもの

ア 非課税資産を所有されている場合・・・・・・・・・・非課税申告書、事実を証明する書類

イ 課税標準の特例がある資産を所有されている場合・・・・事実を証明する書類

ウ 減免該当資産を所有されている場合・・・・・・・・・・減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の備考欄に添付書類の名称を記載してください。

(3) 番号法に定める本人確認の資料

償却資産申告書にはマイナンバー（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です。

マイナンバーを記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。窓口・郵送による申告の際は、本人確認資料（本人のマイナンバーカード、運転免許証、旅券等。なお、代理の方が申告される場合は、代理人の本人確認及び委任状・税務代理権限証書等の添付が必要となります）をご提出ください。また、eLTAX（電子申請）による申告の場合で、事業の新規開始による初めての提出や、番号確認資料の提出実績がない場合は、番号確認資料の添付が必要です。

なお、法人番号を記載した場合には本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「マイナンバーカード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	「マイナンバーカード」「運転免許証」「旅券」「健康保険証」等

イ 代理人が申告書を提出する場合

本人の 番号確認資料の写し	「本人のマイナンバーカード」「本人の通知カード」 「本人の住民票の写し（個人番号付き）」等
代理人の 身元確認資料	「代理人のマイナンバーカード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代理権確認資料	「委任状」「税務代理権限証書」等

4 提出期限

令和7年1月31日（金）です

◎窓口の混雑が予想されますので、eLTAX（電子申請）による提出にご協力ください。

◎期限までに申告がなかった場合、前年中に資産の増減がないものとみなし、課税処理を行うことがあります。

5 提出先

人吉市役所 税務課 資産税係 にご提出ください

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1

人吉市役所税務課資産税係（人吉市役所1階3番窓口）

◎受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

◎郵送又はeLTAXで提出される方で、申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

6 償却資産申告書に係る押印廃止について

償却資産申告書等の様式については、押印欄のない様式に変更しています。掲載様式が更新される前の押印欄のあるものについても、引き続きご利用いただけますが押印は不要です。過去に入手又は印刷した印欄のある様式を使用していただくことは差し支えありません。

押印が不要である税務書類について、任意で押印していただいても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。

7 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び人吉市税条例第75条の規定により、過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

8 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、あらかじめご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり納期は1回となります。

9 国税資料等の閲覧について

人吉市では、地方税法第354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と申告していただいた内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

10 建物附属設備・特定付帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産ごとに区分して課税されます。

償却資産とするもの・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの

又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を

高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、ガス配管、給排水配管、給排気設備、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定付帯設備）

賃借ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ、建具、配線等のことを特定付帯設備といいます。

特定付帯設備は、地方税法第343条第10項及び人吉市市条例第54条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備 など		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎	
	証明器具設備	屋内設備一式	○			◎	
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
	L A N 設備	設備一式		◎		◎	
	避雷設備	設備一式	○			◎	
火災報知設備	設備一式	○			◎		
吸排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ など	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎	
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用）	○			◎	
		中央式給湯設備					
	ガス設備		屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
			屋内の配管 など	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎	
消火設備		消火器、避難器具、ホース及びノズル など		◎		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備 など	○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛）、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備		特定の生産又は業務用設備		◎		◎
			上記以外の設備	○			◎
その他設備	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、広告塔、ネオンサイン、看板、簡易間仕切、太陽光パネル、電力量計、路面舗装、カーポート、駐輪設備 など		◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門、塀、緑化施設等）、フェンス など		◎		◎	

1.1 課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

課税標準の特例の対象となる償却資産を例示しますと次のとおりです。（一部抜粋）

特例対象資産	根拠規定		特例率	添付資料
	条	項 号		
ガス事業用資産	法第349条の3第2項		最初の5年 1/3 その後の5年 2/3	ガス事業法に規定する許可証（写）等
被災代替償却資産	法第349条の3の4		1/2	代替償却資産対照表、り災証明 等
公共危害防止施設等 ・汚水又は廃液の処理施設	法 附 則 第 15 条	第2項第1号	1/3	特定施設設置（使用、変更）届出書の 写し
公共危害防止施設等 ・ごみ処理施設		第2項第2号	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び 許可書の写し
公共危害防止施設等 ・一般廃棄物の最終処分場		第3項第3号	2/3	
公共危害防止施設等 ・産業廃棄物処理施設		第2号第4号イ	1/2	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書 及び許可書の写し ・環境大臣の認定を受けている場合は、 それが分かる書類の写し
		第2号第4号ロ	1/3	
公共危害防止施設等 ・下水道除外施設		第2項第5号	3/4	・除雪施設新設等届出書の写し
特定事業所内保育施設		第38項	1/3	企業主導型保育事業（運営費）助成決定 通知書の写し
先端設備導入に基づき取得した設備 R5.4.1～R7.3.31（賃上げ表明なし）	第44号	3年間 1/2	・先端設備等導入計画に係る認定申請書 の写し ※先端設備等導入計画を含む ・先端設備等導入計画に係る認定書の 写し ・工業会等による仕様等証明書の写し	
先端設備導入に基づき取得した設備 R5.4.1～R6.3.31（賃上げ表明あり）		5年間 1/3		
先端設備導入に基づき取得した設備 R6.4.1～R7.3.31（賃上げ表明あり）		4年間 1/3		
中小事業者が先端設備等導入計画の 認定後に導入計画に基づき取得した 構築物	法 附 則 6 4 条		ゼロ	
(注) 「法」・・・地方税法				

12 法人税・所得税との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い（法人税・所得税）
減価償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度
減価償却の方法	実質的に旧定率法	定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません（注1）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます（租税特別措置法）
増加償却	認められます	認められます（法人税法・所得税法）
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘価格（1円）
改良費 （資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価（注2））	原則区分評価
少額の減価償却資産 （使用期間が1年未満又は所得価格が10万円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注3）	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入
一括償却資産 （取得価格が20万円未満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外（注4）	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能
即時償却資産（中小企業者等） （取得価格が10万円以上30万円未満の減価償却資産）	課税対象になります（注5）	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能

（注1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、**圧縮前の取得価格としてください。**

（注2）平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、**固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。**

（注3）法人は減価償却することもできますが、この場合は**固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注4）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注5）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます。（平成18年4月1日以降は上限300万円まで）

固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	資産に増減がない場合は、申告書の備考欄に「異動なし」と記入してください。
種類別明細書	1 資産内容が印字されていない場合 令和7年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 資産内容が印字されている場合 前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。 前年中に増減があった資産を加除修正してください。

※特例対象資産を所有されている方は、申告書類と共に各種届出書をご提出ください。

2 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

また、固定資産税の評価上、事業占有割合等による取得価格の按分は認められていませんので、その資産の取得価額で申告してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、3、10ページの一覧表でご確認ください

(2) 耐用年数

耐用年数は、法人税又は取得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数・・・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。

基本的に、この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3) その他

所在、種類、数量、取得時期、その他、償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を申告してください。

IV 償却資産の評価額の計算方法

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得したもの

$$\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

イ 前年前に取得したもの

$$\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

※以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

【減価残存率表】

（これは固定資産税に係る残存率表です）

区分	減価残存率		区分	減価残存率		区分	減価残存率	
	前年中 取得の もの (1- r /2)	前年前 取得の もの (1- r)		前年中取 得のもの (1- r /2)	前年前 取得のもの (1- r)		前年中 取得の もの (1- r /2)	前年前 取得の もの (1- r)
耐用年数			耐用年数			耐用年数		
—			21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ r ・・・当該償却資産の耐用年数に應ずる減価率です。

2 税額の計算方法

(1) 税額の計算方法

$$\begin{array}{rcccl} \text{税 額} & = & \text{課税標準額} & \times & \text{税 率 (1.4\%)} \\ \text{(100 円未満切捨)} & & \text{(1,000 円未満切捨)} & & \end{array}$$

(2) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。なお、償却資産の合計が免税点未満（課税標準額150万円未満）の場合でも、申告書の提出は必要となります。

3 納期限及び納付方法について

(1) 納期限

毎年5月31日、7月31日、9月30日、12月25日です

(2) 納付方法

・口座振替

※口座振替日は、各納期限日です

・利用できる金融機関

肥後銀行（人吉支店・人吉駅前支店・人吉市役所派出所）／熊本銀行／九州労働金庫／
南日本銀行／熊本中央信用金庫／熊本県信用組合／球磨地域農業協同組合／ゆうちょ銀行
※郵便局では払込取扱票（郵便振替）で納付してください

・コンビニエンスストアでの納付

・スマートフォン決済

LINE Pay、PayPay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY、ファミペイ

◆ お問い合わせ ◆

人吉市役所 税務課 資産税係

〒868-8601

熊本県人吉市西間下町7番地1 人吉市役所1階3番窓口

TEL：0966-22-2111（内線：1036・1037）